

京都市告示第493号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更及び指定しますので、同条例第3条第1項の規定に基づき、告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年1月6日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	横大路水0060号	旧	京都市伏見区横大路北ノ口町1地先	京都市伏見区横大路北ノ口町12番1地先
		新	京都市伏見区横大路北ノ口町1地先	京都市伏見区横大路北ノ口町12番地先
2	横大路水0061号	旧	京都市伏見区横大路北ノ口町12番1地先	京都市伏見区横大路北ノ口町11番・11番1合併地先
		新	京都市伏見区横大路北ノ口町12番1地先	京都市伏見区横大路北ノ口町12番1地先

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	横大路水0074号	京都市伏見区横大路北ノ口町12番1地先	京都市伏見区横大路北ノ口町12番1地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)